

税のたより

第 348 号 (令和 5 年 11 月 1 日)

編集兼発行

京都市上京区油小路通元誓願寺下頭町490

公益社団法人 上京納税協会

上京納税貯蓄組合連合会

ご入会の手続き

上京納税協会の窓口にある「入会申込書」に記入していただくか、ホームページからご入会いただけます。

会費は、法人・個人別に決められています。
※詳しくは、窓口又はお電話でお尋ねください。

ご入会のお申込みはこちら

携帯電話、スマートフォンで右記の二次元コードまたは、下記のURLへアクセスしてください。



<https://www.nk-net.co.jp/kyokai/nyukai/top/08201>

予定納税

第 2 期分の納付をお忘れなく

11月は所得税及び復興特別所得税の予定納税の第2期分の納付月です。納付額は6月中旬に税務署から送られてきた第1期分の通知書に記載されていますので、この金額を11月1日から11月30日の間に納めてください。



振替納税が便利です

納税に関しては振替納税を利用されますと、安全、便利、確実です。この場合、税金の納付書はあなたの指定した金融機関に送付され、期日になると、自動的に預金口座から引き落としされます。

個人事業税の第 2 期分もお忘れなく

個人事業税の第2期分は、納税通知書（原則として第1期分の納税通知書に同封しています。）に記載されている期日までに、金融機関に納付してください。

予定納税第 2 期分の納期限は **11月30日** です

延滞税にご注意！

納期限までに所得税及び復興特別所得税の予定納税額を納めないと、延滞税が課されます。延滞税の額は、納期限の翌日からその税額を完納する日までの日数に応じて、未納の税額に対して一定の率を乗じて算出した金額です。ただし、納期限の翌日から2か月間に限っては、この割合が軽減されることとなっています。

予定納税の減額申請は11月15日までに！

今年の申告納税見積額が、6月に通知されてきた予定納税基準額に比べて相当少なくなると見込まれる人で一定の条件に該当する人は、11月15日までに「予定納税額の減額申請書」を税務署に提出することにより、予定納税第2期分の減額を受けることができます。

○ 優良申告法人会（一優会）・納税協会法人部会合同研修会を開催



日時：令和5年9月20日（水）15:30～
場所：京都ブライトンホテル
講師：上京税務署長 帆足 茂 氏
内容：一優会定時総会後に、一優会と納税協会法人部会合同の研修会を開催し、帆足署長による「審判所ってどんなところ？」と題して、ご講演をいただきました。その後、意見交換会は会員同士が親睦を深め、和やかに開催いたしました。

○ 第14回「納税協会 青年の集い」京都大会が開催

日時：令和5年10月27日（金）13:00～
場所：ホテルグランヴィア京都
内容：
第一部 大会式典では、連合会青連協・吉田会長（上京・若葉会前会長）が挨拶及び活動報告を行いました。
出席者：堀内大阪国税局長、西脇京都府知事、門川京都市長、尾崎連合会会長をはじめ約800名
第二部 青年部会活動の発表では、各ブロック租税教育活動や税のPR活動等の発表がありました。
第三部 講演会では、「未来を拓く企業理念経営」と題して、オムロン株式会社 名誉顧問博士（工学） 立石 文雄 氏 がご講演されました。
第四部 意見交換会＜異業種交流＞は、華道末生流笹岡家元 笹岡 隆甫 氏によるオープニングセレモニー「京のいけばなパフォーマンス」でスタートし、3年ぶりにコロナ禍の制限がなくなり、従前どおり、83納税協会の青年部会員同士の異業種交流、親睦会が実施されました。

【 若葉会・女性部会からのお知らせ！！ 】

本年は、上京納税協会 若葉会創設30周年・女性部会創設35周年に当たります！！

令和5年12月13日（水）京都ブライトンホテルにおいて、若葉会・女性部会合同の記念行事を行いますので、是非、ご参加をお願いします。

“ 講演会の講師は、元マラソンランナー・スポーツジャーナリスト 増田 明美さんです。”

☆ 詳細につきましては、同封のご案内文書をご確認ください。☆

11月11日から11月17日は「税を考える週間」です

国税庁では、毎年、11月11日から17日を「税を考える週間」として、租税の意義や役割、税務行政に対する知識と理解を深めていただくための啓発活動を集中的に行っています。「税を考える週間」の実施に併せて、国税庁ホームページ内に「これからの社会に向かって」をテーマとして特設ページを設け、国税庁の各種取組についてご紹介します。

- ・これまでの「税を考える週間」の歴史を紹介
- ・国税庁の1年間の活動やトピックスについて、統計資料などを交えながら紹介
- ・調査や徴収などの国税庁の業務を動画番組で紹介
- ・国税庁が新たに取り組んでいる事項などを紹介

詳細は、国税庁ホームページ「税を考える週間」をご覧ください。
<https://www.nta.go.jp/about/introduction/torikumi/week/index.htm>



令和6年5月送付分から「納付書」の送付対象者を見直します

キャッシュレス納付をご利用ください!

社会全体の効率化と行政コスト抑制の観点を踏まえて「納付書」の送付対象者を見直し、次の方につきましては、「納付書」の送付を行わないこととしております。

- ① e-Taxにより申告書を提出している法人の方
- ② e-Taxによる申告書の提出が義務化されている法人の方
- ③ 既にキャッシュレス納付など、「納付書」を使用しない方法で納付された法人の方

詳細は、国税庁ホームページ「国税の納付手続」をご覧ください。
<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/01.htm>



電子帳簿等保存制度について

事業者の取引全体のデジタル化、会計・経理全体のデジタル化等を推進することは、政府全体として取り組む重要な課題の一つとされています。

そのような中、国税庁では電子帳簿等保存制度について、経理のデジタル化を通じた生産性の向上等につながるものであることから、制度の利用促進・定着を推進しております。

電子帳簿等保存制度のうち「電子取引データ保存」については、令和6年1月以降、全ての事業者に対応していただく必要がありますので、必要な準備をお願いします。

詳細は、国税庁ホームページ「電子帳簿等保存制度」をご覧ください。
<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/index.htm>



インボイス制度に関する支援措置

免税事業者から課税事業者になる場合

インボイス制度が10月1日より始まりました！

令和5年10月1日より開始された「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」においては、原則として、一定の事項を記載した帳簿及び適格請求書発行事業者（インボイス発行事業者）が交付する適格請求書（インボイス）等の保存が仕入税額控除の要件となりました。

インボイス発行事業者の登録を受けるためには、「適格請求書発行事業者の登録申請書（国内事業者用・国外事業者用）」を提出する必要があります。申請は、e-Taxまたは郵送により行うことができます。インボイス制度に関する一般的な電話相談については、インボイスコールセンター（インボイス制度電話相談センター）で受け付けています。個別相談は、所轄の税務署への事前予約が必要です。

【電話番号】0120-205-553（フリーダイヤル（無料）） 【受付時間】9時から17時（土日祝除く）

免税事業者から課税事業者になる方への支援措置

納税額が売上税額の2割に軽減（2割特例）

免税事業者からインボイス発行事業者になった場合の税負担・事務負担を軽減するため、売上税額の2割を納税額とすることができます。

⑥対象になる方

免税事業者からインボイス発行事業者になった方（2年前（基準期間）の課税売上が1,000万円以下等の要件を満たす方）

⑥対象となる期間

令和5年10月1日～令和8年9月30日を含む課税期間

※個人事業者は、令和5年10～12月の申告から令和8年分の申告まで対象

事例

売上 700万円（税額70万円）※サービス業

経費 150万円（税額15万円）

●実額計算の場合…70万円－15万円＝55万円

●簡易課税の場合…70万円－35万円※＝35万円
※70万円×50%（サービス業のみなし仕入率）

●特例の場合………70万円×2割＝14万円

実額計算



簡易課税



特例



（出典：国税庁資料）

消費税の申告を行うためには、通常、経費等の集計やインボイスの保存などが必要となりますが、この特例を適用すれば、所得税・法人税の申告で必要となる売上・収入を税率毎（8%・10%）に把握するだけで、簡単に申告書が作成できます。事前の届出も不要で、申告時に適用するかどうかの選択が可能です。

インボイス発行事業者登録で持続化補助金が50万円加算

持続化補助金について、免税事業者がインボイス発行事業者に登録した場合、補助上限額が一律50万円加算されます。

⑥対象：小規模事業者

⑥補助上限：50～200万円（補助率2/3以内）※一部の類型は3/4以内

➔100～250万円（インボイス発行事業者の登録で50万円プラス）

⑥補助対象：税理士相談費用、機械装置導入、広報費、展示会出展費、開発費、委託費等

詳しくはこちらまで



インボイス制度に関する支援措置

既に課税事業者の方の場合

既に課税事業者の方にも適用される支援措置

免税事業者から課税事業者になる方だけでなく、従来から課税事業者の方も適用できる支援措置があります。

会計ソフトも補助金の対象に

IT導入補助金（デジタル化基盤導入類型）について、安価な会計ソフトも対象となるよう、補助下限額が撤廃されました。

- ◎対象：中小企業・小規模事業者等
- ◎補助額：ITツール……………～50万円（補助率3/4以内）
50～350万円（補助率2/3以内）
PC・タブレット等……………～10万円（補助率1/2以内）
レジ・券売機等……………～20万円（補助率1/2以内）

◎補助対象：ソフトウェア購入費、クラウド利用費（最大2年分）、ハードウェア購入費等

詳しくはこちらまで



少額取引はインボイス不要

1万円未満の課税仕入れ（経費等）について、インボイスの保存がなくても帳簿の保存のみで仕入税額控除ができるようになりました。

- ◎対象になる方：2年前（基準期間）の課税売上が1億円以下または1年前の上半年（個人は1～6月）の課税売上が5,000万円以下の方
- ◎対象となる期間：令和5年10月1日～令和11年9月30日



少額な値引き・返品は対応不要

1万円未満の値引きや返品等について、返還インボイスを交付する必要がなくなりました。振込手数料分を値引処理する場合も対象となります。

- ◎対象になる方：すべての方
- ◎対象となる期間：適用期限はありません。

参考 受領したインボイスの適正性の確認

Q 売手からインボイスを受領したのですが、登録番号が適正なものか、取引の都度確認する必要はありますか？

A インボイスの適正性（番号が有効かどうか）については、事業者においてご確認いただく必要があります。ただし、全ての取引の都度、確認が必要となるものではなく、取引先の規模や関係性、取引の継続性などを踏まえ、事業者においてその頻度等をご判断いただくこととなります。

具体例

- ・新規取引先との取引：確認する
 - ・継続的に取引がある企業との取引：都度の確認はしない
- ※登録を受けた場合、自ら届け出等しない限り有効であり、取消しも課税期間（原則1年）単位でしかできないため、これらも踏まえてご検討ください。

※少額特例の適用を受ける方や、簡易課税制度や2割特例（インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者になった方について、納税額を売上税額の2割とする特例です）を選択する方については、仕入税額控除にインボイスの保存は不要ですので、上記対応は不要です。

取引に入る前の確認も重要です

決算の順序と チェックポイント

確認
しましょう!



I 棚卸表の作成

- 商品や消耗品の種類、品質、型などの異なるごとにその数量を実地に棚卸し(※1)
- 棚卸資産をあらかじめ税務署に届け出ている方法で評価して棚卸高を計算(届け出していない場合は、最終仕入原価法で評価)(※2)

(※1) 棚卸しをしなければならない資産

- ① 商品など…商品、製品、半製品、仕掛品、原材料、副産物、仕損じ品、作業くずなど
 - ② 消耗品など…まだ使用していない包装材料、ガソリン、事務用品などの消耗品や使用可能期間が1年未満か取得価額が10万円未満の工具、器具、備品などの減価償却資産
- ※ 通常の年に比べて特に増えていない消耗品などについては、棚卸しを省略しても差し支えありません。

II 帳簿の照合・点検

- 領収書との照合
- 売掛帳との照合
- 買掛帳との照合
- 科目ごとの累計の計算
- 記入漏れ・ミス等の点検

(※2) 棚卸資産の評価方法には原価法(6種類)と低価法があり、低価法は青色申告者のみ選択できます。

評価方法については、例えば、商品については最終仕入原価法、主要原材料は総平均法というように棚卸資産の区分ごとに方法を選定し、税務署へ届けておけば、その方法で評価することができます。

最も簡単な評価方法は最終仕入原価法で、次の算式によります。

$$\text{年末に一番近いところ} \times \frac{\text{年末棚卸資産}}{\text{で仕入れた仕入単価}} \times \text{の数量} = \text{年末棚卸高}$$

III 決算整理・青色申告の特典計算

- 減価償却費の計算
- 期間損益の点検
- 必要経費の整理
- 仕入金額の整理
- 青色申告の特典計算(※3)
- 売上金額の整理
- 消費税等の経理処理
- 収入金額の整理

(※3) 青色申告の特典

- 青色申告特別控除
複式簿記の記帳者で期限内申告などの条件を満たせば最高55万円(注)を控除可能です。条件を満たしていない青色申告者は最高10万円の特別控除が受けられます。
- 青色事業専従者給与の必要経費算入
- 貸倒引当金の繰入れ
$$\left(\frac{\text{年末の売掛金など}}{\text{一括評価貸金の残高}} \right) \times 5.5\%$$
- 退職給与引当金の繰入れ
- 純損失の繰越し控除・繰戻し還付
- 小規模事業者の所得計算の特例

IV 決算書の作成

- 決算チェック表などを作り、項目ごとに検算
- 比率分析により、売上金額や経費などを各種別に検算

(注) 電子申告又は優良電子帳簿保存を行う場合、最高65万円の控除となります。

経営に役立つ納税協会の 複式帳簿・簿記教室

納税協会では、正規の簿記の原則に対応した『使いやすい経営に役立つ複式帳簿』を発行しています。この帳簿は、貸借対照表や損益計算書など、青色申告特別控除を受けるに当たって必要な帳簿、書類等を一冊にまとめています。

現在、青色申告特別控除額は最高55万円(又は65万円)となっており、正規の簿記による記帳は事業を営む方にとって大変メリットの大きいものになっています。

また、正規の簿記によって記帳し、申告書を作成することは、より正確な経営状態を把握することにつながり、必ず事業繁栄のお役に立ちます。

納税協会では、この『使いやすい経営に役立つ複式帳簿』を利用した「簿記教室」も併せて開催しています。

複式帳簿及び簿記教室に関するお問い合わせは、納税協会まで!



京都府からの
お知らせ

■スマートフォン・タブレット端末を使った
キャッシュレス納付について

●クレジットカード・ネットバンキング
ご用意いただくもの

コンビニ収納用
バーコードが印字
された納税通知書
(納付書)



ネットバンキング対応の銀行口座

※ネットバンキング対応の金融機関については、
以下のURLよりご確認ください。
https://ssl.f-regi.com/payeasy/bank_list.cgi

上記ロゴのあるクレジットカード

※システム利用料(手数料)がかかります。

●スマートフォン決済アプリを利用した納付

ご利用いただける3種類のアプリ…LINE Pay 請求書支払い、PayPay請求書払い、au PAY(請求書支払い)

LINE Pay 請求書支払い

PayPay

au PAY

※LINE Pay はタブレットからはご利用になれません。

※システム利用料(手数料)はかかりません。

■具体的なご利用方法については、「京都府ホームページ」をご覧ください。

▶ 検索エンジンから「京都府税 クレジット」又は「京都府税 アプリ」と入れて検索してください。

注意事項(ご利用の前に、必ずお読みください。)

●領収証書の発行はできませんのでご注意ください。

●納税証明書が必要な場合は、最寄りの府税事務所・広域振興局等にお問い合わせください。

●金融機関、コンビニエンスストアや府税事務所の窓口等でのクレジットカード及びスマートフォン決済アプリの提示による納付はできません。

●納付手続完了後に納付を取り消すことはできません。

●納付できるのは、税額が30万円以下の納付書に限りです。

●納付書1枚ごとの手続となります。口座振替のように一度の手続で次回(来年度)以降の府税を引き落とすものではありません。

●納付可能期間は納税通知書(納付書)に記載されている「コンビニ取扱期限」までです。※期限当日の23:30までに納付手続を完了させる必要があります。

■自動車税(種別割)については、QRコードで納付可能です。

* 今年度中に、全税目に拡大予定です。

※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

1 地方税お支払サイト

地方税共同機構が提供するWebシステム「地方税お支払サイト」から、クレジットカード、インターネットバンキング、
ページ番号発行及びダイレクト方式の利用が可能となります。

詳しい納付方法は地方税お支払サイトでご確認ください。

※QRコードがプリントされた納付書が必要です。

※「QR・コンビニ取扱期限」を過ぎている納付書は、QRコードを利用した納付はできません。

※ダイレクト方式とは、納税者名義の預貯金口座から直接納付する方式です(事前登録が必要です。)

※納付方法によりシステム利用料等(手数料)がかかる場合があります。

検索エンジンからアクセス▶

地方税お支払サイト

検索



2 スマートフォン決済アプリ

QRコードに対応するスマートフォン決済アプリにより、QRコードを読み取ることで納付できます。

利用可能なスマートフォン決済アプリについては、「地方税お支払サイト」でご確認ください。

※LINE Pay請求書支払いにより納付する場合は、自動車税(種別割)以外の税目と同様にコンビニ収納用
バーコードの読み取りにより納付してください。

事業主のみなさまへ

個人住民税の特別徴収の実施をお願いします

京都府と京都府内の全ての市町村は、平成30年度から、原則として全ての事業者を特別徴収義務者に指定し、個人住民税の特別徴収を徹底しています。

また、大阪府、兵庫県、和歌山県及び各府県内市町村においても、平成30年度から同様の取組を実施しており、先行して取組を実施していた滋賀県、奈良県を含め近畿全ての府県と市町村が、個人住民税の特別徴収の徹底に向けた取組を進めています。

■個人住民税の特別徴収とは

従業員の方の個人住民税（市町村民税・府民税）を事業主の方が毎月の給与のお支払の際に、所得税と同様に給与から差し引いて徴収（特別徴収）し、市町村へ納入していただく制度です。

地方税法第321条の4及び各市町村の税条例の規定により、給与を支払う事業者は、原則として全て特別徴収義務者として個人住民税を特別徴収していただくことになっています。

■特別徴収の事務

所得税の源泉徴収と異なり、給与から差し引く額は従業員の方がお住まいの市町村から通知されます。したがって所得税のような税額計算や年末調整は不要です。

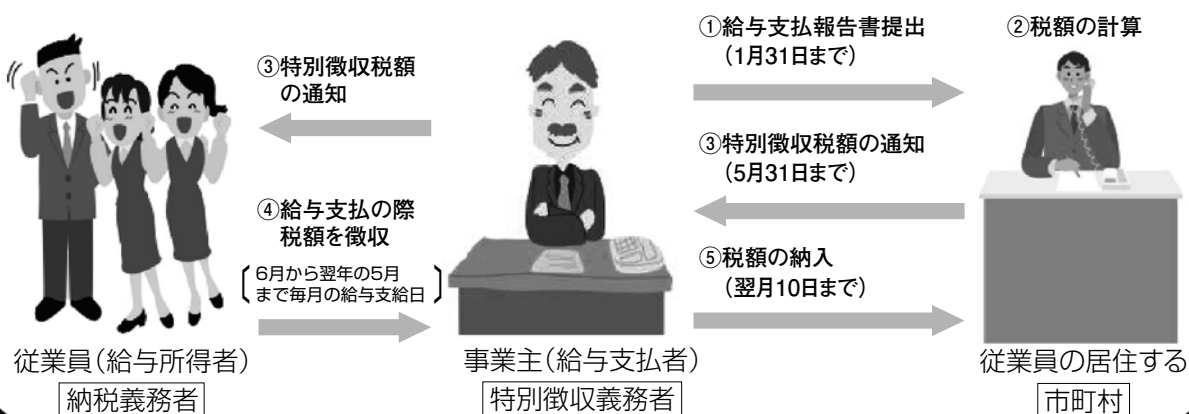
■特別徴収のメリット

これまで納付書により年4回納めていた従業員の方については、

- ・金融機関等へ納税のために出向く手間を省くことができ、納め忘れがなくなる。
- ・年12回に分けて納付されるので、1回当たりの負担額が少なくて済む。

など、便利な制度です。

特別徴収の方法による納税のしくみ



問合せ先 京都府 税務課 課税・電算担当 075-414-4433
京都市 市税事務所 法人税務担当 075-213-5246



大同生命大阪本社ビル(大阪市西区江戸堀)
～加島屋が店を構えた地に建つ～

大同生命は1902(明治35)年に創業しました。
中小企業経営者のもしものときの力になりたい。
創業者の一人である広岡浅子が生命保険事業に託した
「社会の救済」と「人々の生活の安定」という想いは、
いまでも大同生命に受け継がれています。



広岡浅子(1849-1919)
～大同生命の創業者の一人～



大同生命の礎を築いた
大坂の豪商“加島屋”



旧肥後橋本社ビル
(設計:W・M・ヴォーリス)

その安心で、企業とともに未来をつくる。

DAIDO 大同生命保険株式会社

さあ、保険の新たな元へ。
T&D 保険グループ

京都支社/京都府京都市中京区烏丸通三条下ル饅頭屋町595-3(大同生命京都ビル4F)
TEL 075-231-5341

納税協会福祉制度のメリットをご存じですか？

現在、個別扱にて、アフラックの保険(※1)にご契約の方は、
保険料が割安な納税協会扱(以下、集団扱)へ変更ができます！

例えば、40歳の時に
ご契約したスーパーがん保険(※2)を
この機会に集団扱にすると(※3)...

個別扱

月払
4,780円

変更すると...
↓
集団扱へ

保障はそのまま！

集団扱

月払
4,480円

月々300円割安!

年間では3,600円もお得!

集団扱への
変更は
早い方がお得!

お手続きは簡単です!

- (※1)対象となる保険種類は、がん保険、医療保険、就労所得保障保険、しっかり頼れる介護保険、GIFT、定期保険が対象です。
- (※2)くすでにご契約のがん保険の例>スーパーがん保険(1口) 保険料払込期間:終身 契約年齢40歳/主たる被保険者が男性の場合/契約種類:家族契約
- (※3)あくまでも、一例であり、必ずしも記載の例と同等の保険料が適用されるわけではありません。(ご契約いただいた時期や、ご契約いただいている保険商品によって異なります)

2022年12月現在

今すぐ、下記までお問い合わせください!

Aflac アフラック 京都支社
〒600-8008 京都府京都市下京区四条通烏丸東入ル
長刀鉾町8 京都三井ビル6階

納税協会用フリーダイヤル
0120-876-505

企業防衛・福利厚生目的に
納税協会のビジネスガードシリーズ



地域社会に貢献する
納税協会の自動車保険

AIG損害保険株式会社は、
充実の補償とサービスで、納税協会の会員企業を
自動車に関する様々なリスクからお守りします。



この広告は保険の概要をご説明したものです。

お問い合わせ・お申し込みは

AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20
03-6848-8500
午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）
<https://www.aig.co.jp/sonpo>



京都支店

〒600-8372
京都市下京区五条通大宮南門前町480
TEL.075-371-2111 FAX.075-341-4380
午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）

(22-073010)